

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成29年12月13日(水) 13:04~14:45

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長

川口 延良 副委員長

池田 慎久 委員

猪奥 美里 委員

西川 均 委員

松尾 勇臣 委員

岩田 国夫 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第70号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(経済労働委員会 所管分)

議第71号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議第76号 奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する

条例

議第95号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(経済労働委員会 所管分)

報第31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ

いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

＜会議の経過＞

○今井委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

理事者におきまして、和田農林部次長が欠席されておりますので、ご了承をお願いいたします。

本日、傍聴の申し出がありましたら、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告につきましては、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託案件につきまして、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いいたします。

○中川産業・雇用振興部長 委員長から着席にて説明とのご配慮をいただきましたので、着席して説明させていただきたいと思っております。

平成29年12月定例県議会に提出しております産業・雇用振興部関係の議案について説明させていただきます。

資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、平成29年度一般会計補正予算案（第4号）で、9億8,790万円余になっています。こちらは給与改定の関係に伴う増額です。平成29年度の奈良県人事委員会勧告の趣旨にのりまして、給与改定を実施することで増額をしています。9億8,790万円余のうち産業・雇用振興部に係るものは929万円余です。

資料「平成29年度一般会計補正予算案その他」、平成29年12月1日提出の、10ページ、議第71号です。奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例で、知事の附属機関に、いこいの村大和高原事業者選定委員会を追加するための所要の改正です。奈良市針町にあります宿泊施設、いこいの村大和高原ですが、現事業者との契約が平成30年8月末に満了となります。新たな事業者を公募して、選定するための委員会を設置しようとするものです。

続いて、27ページ、議第76号、奈良県労働委員会条例及び奈良県産業委員会条例の一部を改正する条例です。大和高田市にあります中和労働会館の産業会館への移転に伴い、貸し会議室の使用料、後納に係る規定などについて所要の改正をしようとするものです。施行日は平成30年4月1日です。

以上が産業・雇用振興部の関係の議案です。何とぞ慎重にご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○福谷農林部長 続いて、農林部関係の議案について説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、1台風21号等による災害への対応についてです。農地及び農業用施設災害復旧事業で、被災した天理市、五條市などの農地や農道、パイプライン、ため池等の農業用施設について、早期に対応するための経費として記載のとおり補正をお願いするものです。

林道災害復旧事業から林地崩壊防止事業までの4事業については、天理市、五條市、吉野町などで被災した林道や林地の崩壊を早期に復旧するための経費として、それぞれ記載のとおり補正をお願いするものです。

3ページ、3林業・木材産業の振興です。奈良の木づかい研究事業で、県産材の特色を生かした商品開発や、新たな用途への活用を図るため、県産材を用いた弦楽器の製作に向けて県産材の人工乾燥及びその振動特性の調査に要する経費について、記載のとおり補正をお願いするものです。

5ページ、繰越明許費補正です。治山事業で、災害関連緊急治山事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業については、国から激甚災害の指定を受けました台風21号による被災規模が大きいことから、十分な工期を確保するため記載のとおり繰り越しをお願いするものです。また、治山事業では、ことし8月の台風5号の豪雨により現地の地形が変化し、再測量及び計画変更が必要となり、工法の検討等に不測の日時を要したため、記載のとおり繰り越しをお願いするものです。

7ページ、事業概要のその他で、給与改定に伴う増額について、給与改定を実施することにより増額となる9億8,700万円余のうち農林部に関するものは2,900万円余です。

資料「平成29年度一般会計補正予算その他」の62ページ、報第31号の地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。

このうち農林部所管分についてご説明します。自動車事故に係る損害賠償額の決定についてです。農林部に関する事項は63ページの1及び64ページの8の計2件で、損害賠償額の合計額は123万2,943円です。それぞれの事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。

以上をもちまして農林部の提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお祈りします。

○今井委員長 ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了承を願います。

○池田委員 ただいま補正予算の関係でご説明がありました。関連して質問をさせていただきたいと思います。農林部に対して、先ほども補正予算の中で大きな被害があったと報告され、早速補正予算を組んでいただいているわけですけれども、台風21号の被害の復旧についてです。今、補正予算が出されて、我々として認めていく方向にももちろんあると思うのですが、今後のスケジュールとして、どういう手順で復旧が進められていくのか、また復旧のめどについてもお聞かせいただきたいと思います。特に来年春の田植え等に影響があるのかないのか、できることならば影響がないようにしっかりと作業を前倒しで早めていただくことが大切だと思います。そのあたりのスケジュール、お考え、お聞かせいただきたいと思います。

○小林農村振興課長 台風21号による被害の復旧について、今後のスケジュール及びめどについてお答えします。

今後のスケジュールにおいては、各市町村、地元が確認の上、12月8日までに申請を出していただいている査定設計書を取りまとめ、12月11日から1月中旬をめどに国により現地査定を受けることとしています。申請がありました農地546カ所、農業用施設266カ所の現地査定を受けることになっています。災害査定により事業費が決まりますと、復旧工事に着手できますので、各市町村が随時工事の発注を行うこととなります。各市町村では、来春の田植え、作付に間に合うように今、復旧を計画していただいています。規模や状況によってはおくれるところもあります。そういうところについても仮復旧という形で、作付に間に合うように努力していきたいということです。いずれにしても、作付への影響が最小限になるように市町村ともども早期復旧に向けて対応してまいりたいと考えています。以上です。

○池田委員 ぜひ影響を極力最小限にとどめていただきますように、市町村にも県からイ

ニシアチブをとって進めていただけるようお願いしたいと思います。

もう1点、12月8日に申請の締め切りがあったということですが、今後、例えばきょう台風21号で被害があったであろう被害箇所が発見された場合、何か対応できる手だてがあるのか。これは12月8日で締め切っているのです、これ以上はもう受け付けられませんということなのか、そのあたりの考え方、対応の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

○小林農村振興課長 農地、農業用施設の災害復旧事業については、災害発生後3週間以内に近畿農政局への被害報告を行うことになっています。これが先ほど述べました農地災害、農業用施設災害の812カ所になっています。これらの中から県、各市町村、農家の方々と現地を確認して、市町村が災害復旧事業で復旧を行う箇所を災害発生後60日以内に査定設計書を取りまとめ、国へ申請することになっています。この地区について、現地査定を受けることになっています。きょう申請がありますと、まだ60日以内ということになりますので、何とか間に合うと考えていますけれども、早期復旧が災害復旧の目的ですので、早期に対応していただきたいと考えています。以上です。

○池田委員 そういう制度というか、仕組みがあるということです。ふだん人が余り入らない場所で被害があったかもしれないわけで、発見から60日以内の申請であればということです。今後そういうものがもし出てくるならば、ぜひ対応していただきたい。そのことをお願いして、また一日も早い復旧をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○和田委員 議第76号の奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例について質問したいと思います。

29ページで、理由が上げられています。中和労働会館の移転に伴い、使用料を定めるなどの改正をしたいということで、いろいろと説明を受けたいと思うのです。まずは趣旨として、この奈良県産業会館へ中和労働会館を移転させる、このたびの施策実施ですが、その際、中和労働会館の利用状況はどのようなものであったのか。また、労働組合、利用関係者からの意見、要望は出ていなかったのか。このことがまず1点目です。

2点目は、奈良県産業会館へ移るとなると、あの建物の器は変わることがないわけで、そうしますと部屋の利用は手狭になるのではないかと懸念しますが、その点はどのようにお考えなのか。また、料金改定となると、高くなるのか、使いやすくなるのか、こういった点についてご説明いただきたい。

○石井雇用政策課長 中和労働会館の移転についてご答弁申し上げます。

1点目は、中和労働会館の現在の利用状況ですけれども、平成28年度の稼働状況は、39.5%です。また、利用者からこういった要望があったのか、声を聞いたのかというご質問ですが、移転については今回ご審議いただいていますので、それについてというご意見ではなくて、これまでから障害者、高齢者について、エレベーターがありませんので利用しにくいというご意見は頂戴していました。

2点目の部屋の料金はどうなるのか、部屋が手狭なのではないかということですがけれども、おっしゃるように、建物が2つあったものが1つになりますので、部屋数としては中和労働会館は、今5室で3室の貸し館になり、そのため2室の減ということです。また、産業会館については、中和労働会館に3室を転用する形になりますので、実質的には3室の減ということです。それから、料金ですけれども、現在、産業会館で設定しています額をそのまま転用しますので、額については変わらない状況です。以上です。

○和田委員 労働組合との話し合いなどはされていますか。これが1つ。

それから、産業会館では、中和労働会館の機能をそのまま3室確保して充てるということで、これについて問題、懸念すべき事項はありますか。産業会館の側としては3室減ることになります。このことで産業会館の運営機能的な役割を、これまでどおり維持できるかどうか、この点、改めてお答えいただきたいと思います。

○石井雇用政策課長 中和労働会館に今入っておられる労働の関係の方に、事前に状況について申し上げているところです。

2点目で、部屋数が減少することによって懸念する事項がないかということですがけれども、先ほど申し上げたように、中和労働会館については稼働率が39.5%ですし、産業会館は、平成28年度の稼働率が28.4%となっていますので、その点を加味しますと、それほどの支障はどうかと思っています。以上です。

○和田委員 この移転の理由として、中和労働会館が随分老朽化したということ、これについて理解はできます。この新しく移るについて、稼働率の状況も説明いただきました。また、利用している労働組合の方とも話し合いをされているということで、順調に整理されるのかと受けとめます。中和労働会館の跡地の利用ということで、将来的な展望はありますか。

○石井雇用政策課長 中和労働会館の跡地の活用ですけれども、この中和労働会館がある大和高田市において、ことし10月にまちづくり基本構想が公表されています。その中において、中和労働会館付近一帯をにぎわい・交流拠点として活用することが盛り込まれて

います。中和労働会館の跡地活用については今後、県と地元の大和高田市の担当部局間で協議、検討を行うと聞いています。以上です。

○和田委員 それでは、まちづくりのためにしっかりとこの中和労働会館の跡地活用を成功させるよう頑張ってください。以上です。

○岩田委員 いこいの村大和高原事業者選定委員会が設置されるということですが、貸しているわけだから、その期日が来るからこういう委員会をつくられると思うのですけれども、貸すということは、次、今が100円で貸していたら110円というように高いほうがよいわけです。この今やっている業者はどこがやっているのか知りませんが、経営者は一生懸命自分の企業がうまくいくように努力して、今グラウンドゴルフなど、いろいろで大分にぎわっているように思うのです。そんな中で、期限が来たからこういうことをされるのはいいとしても、その辺はこういう業者がいれば、あそこはよいな、いくらで貸しているのだろうな、あれよりも少し高く出したら借りられないのかなということ、ただ金額だけでそういう形になっても、現在やっている人、それだったらちょっとなど思ったりもするので、その点は選定委員会がどうされるのか、お聞かせ願いたいです。

○石井雇用政策課長 いこいの村大和高原ですけれども、今のところ公募条件、事業者の選定について、選定に当たり評価基準は、今後選定委員会の委員のご意見をいただいた上で決めていきたいと思っています。ただし事業者の選定に当たっては、提案価格だけではなくて施設の利活用の観点から最適な提案であるかなど、提案者の経営状況、事業計画と収支計画についてどうなっているか、地元への貢献などについて、さまざまな観点が必要ではないかと思っています。以上です。

○岩田委員 今の意見を聞いたらそうですかというような話ですが、私が言いたいのは、そういう中でも、現在やっている人が自分なりに努力をしておられると思う。同じような提案であっても、その点は十分考慮していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○松尾委員 災害に関連して、1点だけ確認と要望をさせていただきたいと思います。南部・東部地域振興対策特別委員会でも、今回の災害で気づいたことを言わせていただいたのですが、県土マネジメント部、農林部の部局の横断的な連携が本当にできていなかったと思っています。現場に入りますと、ここから上が農林部で、ここから下は県土マネジメント部でというようなことを言っている状況だったので、本当にこの災害を教訓にして、同じことがないようにしっかりした制度をつくっていただきたいと思っています。

被害を受けた住民の方々にとっては、こちらは農林部で、こちらは県土マネジメント部でというのは本当に関係のない話ですので、これからしっかりと協議を進めていただきたいと、要望を1点させていただきます。

○今井委員長 要望でよろしいですね。

○松尾委員 はい。

○今井委員長 ほかにございませんか。

委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 先ほど和田委員が言われていました中和労働会館と産業会館の統合の問題でお尋ねしたいと思います。中和労働会館はもともと労働者の文化の向上と福利の増進という目的があったと、条例にもそのように書かれていますし、産業会館は産業の振興を図るためと書かれています。一緒になることによって、これらの施策がお互いにより進んでいく方向であれば、それでいいと思うのです。今、話を聞いていましたら、規模も縮小され、利用勝手も悪いと、6月のときに中和労働会館の大会議室のクーラーが使えないとお話しさせていただいたこともありましたが、だんだん老朽化に伴い、使えなくなっていく中で、利用状況においてそんなに稼働率が高くないから2つ合わせればいけるのではないかという提案に受け取れるのです。この本来の目的から考えたときに、今回出ている一緒になるということは、どう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○石井雇用政策課長 まず、この中和労働会館の移転の考え方についてご説明申し上げます。

委員長お述べのとおり、中和労働会館については県内労働者の文化の向上と福利の増進を図ることと、労使関係の健全な発展に資することを目的に設置しており、労働会館そのものは存続すべきと認識しています。しかしながら、委員長お述べのように、この施設は、昭和54年に建てられ、38年は経過しており、老朽化している状況です。クーラーもエアコンも故障していますし、そのためには全面的な更新に多額の費用がかかる状況です。そのほか雨漏りなどもあり、今後応急措置で対処し切れない施設、設備のふぐあいが発生的に発生することも考えられ、会館の利用者に、著しくご迷惑をかけるのではないかと懸念しているところです。

その一方で、先ほども申し上げましたけれども、地元の大和高田市でまちづくりの関係で活用したいというご要望があり、今後この現在の中和労働会館に対して多額の投資を行

うことは避けるべきと判断したところでは、このようなことから、老朽化に伴いやむを得ず中和労働会館については移転することとしましたが、その際には県の方針である既存施設を集約化して有効利用する方針を念頭に置き検討を行ったところ、産業会館への移転が適当と判断したところでは、

一体化に伴い、今後ますます活用されることが望ましいと思っていますので、先ほどおっしゃったように、産業会館については産業振興の観点から、また労働会館については労働者の活動の拠点として、今後も関係者と協議しながらさまざまな観点から効果的な活用方法について検討したいと思っています。以上です。

○今井委員長 地元ですので、2つの施設を見てまいりました。その中で、産業会館のほうがこのパンフレットがあるのですけれども、パンフレットの中でも4階というスペースが入っていません。4階がインキュベーター施設で貸し室になっているのですけれども、現在12室ある中で、2室だけが利用で、あいてる状況でしたので、会館のスペースが狭くなっていくのであれば、4階のスペースをうまく活用するべきではないかと思いました。

それと、駐車場ですけれども、今、中和労働会館が90台駐車できる駐車場があり、産業会館が2つ駐車場があり、150台になります。確かに駅に近いという利点はありますけれども、その分車を利用してくる方にとれば利用しにくくなりますし、今、向いにあるショッピングセンターの建てかえ工事をしていますので、今でも産業会館を利用するとき駐車場がいっぱいであればそちらのショッピングセンターを利用して、みんなちょっと買い物をして帰る使い方などもしています。それも使えない条件でやることは、とても難しい面があるのではないかと感じましたので、意見として申し上げておきたいと思っています。

○川口（延）副委員長 意見でよろしいですか。

○今井委員長 はい。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長と進行を交代いたします。

○今井委員長 それでは、その他の議案につきまして、何か質疑はございませんか。

ほかになれば、これもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案につきまして、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○池田委員 自由民主党としては、当委員会に付託されております全ての議案に賛成します。

○西川委員 自民党奈良も議案の全てに賛成させていただきます。

○和田委員 創生奈良です。付託議案、全て賛成させていただきます。

○松尾委員 日本維新の会は、議第95号、平成29年度奈良県一般会計補正予算案（第4号）ですが、これは職員の給与改定が入っていますので、本当に奈良県民の皆さんの給与所得が上がらない中で、公務員の給料を上げるのは、我々は反対させていただきたいと思います。

○猪奥委員 民進党は全ての議案に賛成します。

○川口（延）副委員長 自民党絆です。付託議案全てについて賛成させていただきます。

○今井委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第95号中・当委員会所管分につきましては委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第95号中・当委員会所管分につきまして、原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって議第95号中、当委員会所管分につきましては、原案どおりに可決することに決しました。

次に、議第70号中・当委員会所管分、議第71号及び議第76号につきまして、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

議第70号中・当委員会所管分、議第71号及び議第76号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。

よって、議第70号中・当委員会所管分、議第71号及び議第76号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

議第31号中・当委員会所管分につきましては、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他事項に入ります。

農林部長から、平成29年台風21号に関する農林部関係被害の概要について外1件の

報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

○福谷農林部長 農林部からの報告事項としまして、平成29年台風21号に関する農林部関係被害の概要について説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

お手元の報告資料1の1ページ、台風21号による農林業の被災状況について、特に被害が激しかった五條では、10月20日午前12時から23日午前12時までの72時間に10月の平均降水量の約2.6倍となる324.5ミリメートルを記録、また吉野では同じ期間に10月の平均降水量の約2.3倍を観測するなど記録的な大雨となりました。

このため県内では36市町村で多数の農林業被害が発生しました。被災箇所は1,259件に上り、このうち農業の被災箇所は928件、林業の被災箇所は331件に達する状況となっています。

2ページ、まず、農業関係の被害についてご説明します。農業関係の被害は、農地・施設の被害が812カ所、農作物被害が93カ所、畜産被害が23カ所、被害額は県全体で約25億円となっています。主な被災箇所の概要ですが、左の写真をごらんいただきたいと思います。五條市生子で柿の樹園地が約6,000平方メートル崩落し、流出した土砂が道路や住宅、河川等に被害を与えています。

次に、農業用施設について、五條市百谷で農業用パイプラインが破損したほか、葛城市中戸ではため池ののり面が崩れるなどの被害が発生しています。農地については月ヶ瀬桃香野において茶畑1,000平方メートルが崩壊し、宇陀市菟田野大神では水田のあぜが崩れるなどの被害が発生しています。

3ページ、同じく林業関係の被害についてご説明します。林業関係の被害は、林地被害が180カ所、林道被害が92カ所、作業道被害が59カ所、被害額は県全体で約11億円となっています。主な被災箇所の概要ですが、左の写真をごらんいただきたいと思います。吉野町檜井で山腹が約8,000平方メートルにわたって崩壊し、流出した土砂が道路や住宅等に被害を与えました。

次に、中央の写真で、曾爾村葛地内で山腹が崩壊し、既存の治山施設が破損するなど、各地で林地の被害が発生しています。また、林道については天川村の林道、桑の谷線において路面が陥没するなどの被害が発生しました。作業道については、五條市の大峰2号線で路肩が損壊するなどの被害が発生し、林業の施業に多大な支障を来しています。

これらの被害に対しては、市町村、生産者団体など、関係者と一体になって県内農林業の一日も早い復旧、復興に向け努力してまいります。

続いて、公益財団法人奈良県林業基金の解散について説明させていただきます。報告資料2、奈良県林業基金の解散です。昭和58年12月に水源の涵養など森林の公益的機能の増進、林業労働者の就労機会の増大及び後継者の確保等を目的として設立された奈良県林業基金は、平成29年3月31日に解散し、平成29年4月1日より林業振興課内に清算法人を設置をして清算業務を行ってきましたが、平成29年10月4日に開催された評議員会をもって清算法人の業務を完了し、平成29年10月16日の清算結了登記をもって全ての清算事務を終了しました。清算時に保有する残余財産は、平成28年度末の正味財産から清算業務を遂行するために要した費用を差し引いた現金9,900万円余となり、定款に基づき奈良県に帰属することから、県は平成29年9月27日付で一般会計に受け入れを行いました。奈良県林業基金が経営してまいりました分収造林契約地の管理及び奈良県林業基金が受託していました県営林の管理業務については、平成29年度から県が直営で管理しており、適正かつ効率のよい森林管理を目指したいと考えています。

以上が農林部の報告事項となります。よろしくご審議をお願いします。

○今井委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○池田委員 それでは、1点質問させていただきたいと思います。我が会派の自由民主党の代表質問でも質問させていただきました、積水化学工業株式会社の工場移転に伴う県の対応について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

まず、この積水化学工業株式会社の工場移転に伴って県としての考えを本会議で知事から伺いました。先月末には奈良県から積水化学工業株式会社へ申し入れを行って、一定の土地利用に関する協力を求める文書を提出をされたということですが、どのような内容であったのか、ご説明いただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 委員お述べの積水化学工業株式会社の工場移転に伴う県の対応について答弁させていただきます。

奈良市三条大路地内にあります積水化学工業株式会社奈良営業所においては、最近工場を移転し、当該地に住宅をつくる計画があるとの情報を積水化学工業株式会社からいただいたところです。これを受けて、県では平成29年11月29日付で積水化学工業株式会社代表取締役社長宛てに知事名で、まちづくり計画に関する要望の文書を提出させていただいたところです。その内容ですが、工場の移転に伴う跡地活用については、積水化学工業株式会社の協力のもと地域の振興に資するように跡地の処分について配慮と協力をお願い

いする旨の申し入れを行ったところです。以上です。

○池田委員 その反応というか、回答といったものはまだ出ていないのだろうと思います。知事も述べておられますように、このまちづくり計画に対する要望の中にもご説明のとおり、書かれたということですが、地域振興に資する土地利用をぜひ図っていく必要が、奈良県としても、奈良市としてもあるのではないかと考えています。けさの奈良新聞にも報道がありましたけれども、今後県としての考え、具体的なプラン、土地利用に関する構想の提示も検討されているということですが、今の段階でお話しできることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 積水化学工業株式会社の工場用地については、この地区が特別史跡平城宮跡、平城宮跡歴史公園に隣接しているとともに、平城京の朱雀大路に当たる区域を含む歴史文化資源としての意義が大きいところです。並びに、観光・交流資源としてのポテンシャルが極めて大きいところです。そのためこの地にふさわしいまちづくりを進めることは、地域を活性化させるとともに、後世に天平の歴史を受け継ぐための極めて重要なことと考えています。したがって、この積水化学工業株式会社の工場跡地の譲渡先については、県が決定権を持っているわけではありません。けれども、隣接する平城宮跡歴史公園と一体となった地区として歴史価値の向上、にぎわいづくりを図ることが重要であることから、今後の活用計画等について会社側に提案を行っていきたいということでお申し入れをさせていただきました。

具体的なプランの検討はこれからです。できれば文化、観光の事業を通じて地元の経済に資する方向で検討することができればと考えているところです。以上です。

○池田委員 この件について、今、奈良県がそういう要望を出されたということですが、同様に奈良市との連携も当然必要になってこようかと思いますが、奈良市との話し合いについては、どのようになっているのでしょうか。

○箕輪企業立地推進課長 この積水化学工業株式会社がある地元の奈良市との連携は非常に重要と考えているところです。この地域にふさわしいまちづくりを行うためにも奈良市と密接に連携、協力してまいりたいというところです。以上です。

○池田委員 ぜひ奈良市と一緒に、また土地利用を今後、県がいろいろな提案されていく中で、積水化学工業株式会社も一定の理解、配慮、協力をしていただければ、ぜひ地元の意見も取り入れて、よいまちづくり、エリアにしていきたいと思います。

先ほどもご答弁になりましたけれども、整備が進む平城宮跡歴史公園のすぐ大宮通りを

挟んで南側の場所ですので、一体となったまちづくり、土地利用が必要であろうと思います。例えば、朱雀大路の復元を軸に観光交流、観光関連の施設があつた場所としては非常に望ましいし、拠点整備としては非常に効果がある、価値のあるものになるのではないかと考えています。ぜひ引き続き、積水化学工業株式会社と話し合いを密に持っていただき、よいまちづくり、土地利用を図れますようお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。以上です。

○猪奥委員 2点お伺いしたいと思います。まず、私も代表質問で聞きました農福連携について質問させていただきます。農福連携は非常に大切なことで進めていきたいとお答えいただきました。その中で、現在200カ所の事業所のうち44カ所の事業所で農業生産活動を行っていますというご答弁を頂戴したのですけれども、この200カ所の事業所というのは福祉事業所200カ所のうち44カ所で農業生産をやっているということでしょうか、教えてください。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 健康福祉部で押さえている数字だと認識していますけれども、今、手元にございませぬので、後ほど確認してご説明させていただけたらと思います。

○猪奥委員 では、また後ほど教えてください。恐らく福祉事業所の数ではないかと思っています。

進めていく上で、代表質問でも知事に申し上げましたけれども、今、奈良県で、福祉事業所で農業に携わってもいいというところに対して農業を教えるという一方向の取り組みが行われています。これからご答弁の中でも頂戴しました中間支援を進めていくに当たっては、障害を持っておられる方はこういう特性があつて、例えばダウン症であればこういうことができ、できなくて、障害種別ごとにこの子はこういうことができ、できなくてという、障害者の就労に当たってできること、できないことを理解されている方が間に入る事が大事だと思います。

ジョブコーチをこの農福連携の場でも推進していただくことが必要と思つているのですけれども、農業版のジョブコーチの導入について、今お考えがあれば教えていただきたいと思つています。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 猪奥委員からご質問があつた、中間的なマッチングは一部他県で行つているところがあり、まだ奈良県はその制度を行つていないわけですが、いずれにしても、何らかの形でそういうマッ

チングをするというか、ミスマッチが起こらないように、きちんと農林部と健康福祉部とで連携して対応していきたいと思います。

また、ジョブコーチという名称がどうかはあるのですけれども、もちろんマッチング的な従来の農業法人や農業者に障害者の方を受け入れていただくのもありますし、既存の社会福祉法人が農業に参入していくことも県としては推進していますし、バックアップしていきたいと思っています。

障害者もいろいろな特性の方がいるので、農作業のタイプに合わせて、きちんとできるのか、ジョブコーチというか、そういうきちんと指導、アドバイスができる方は非常に重要だと思います。既に農林部でそういった農業技術を社会福祉法人の職員に技術指導するのは行っているわけですが、今、猪奥委員がおっしゃった観点もきちんと意識して取り組みを進めていきたいと思っています。

○猪奥委員 私が邪魔した三重県では、やり方を教えていただく農業振興センターで、農福連携の担当者も置いて活動されていますので、ぜひ奈良県も力を入れていただきたいと思います。

先ほどの200カ所の事業所で、福祉分野の数は把握されているのですけれども、では農業の事業者のところで何人雇用されているかというのは、多分実態として捉えられていないと思いますので、福祉の分野、農業の分野、関係なく障害者で今、実際に農業にどのくらい携わっておられるのか、形態別にしっかり集計して、まず実態を把握してもらうところからスタートしていただければと思います。この分野は以上です。

次に、奈良県未来投資促進基本計画についてお伺いします。今ほどこの奈良県未来投資促進計画について見ていましたら、何となく私の感想ですけれども、これまで奈良県が取り組んできたことをこの計画に、言葉は悪いですけれども、焼き直しているだけという印象を受けました。そこでお伺いしたいのですけれども、まずこれをつくるときに、市町村と一緒にってつくられたのでしょうか。この計画をつくるに当たっての市町村との連携体制についてお伺いします。

○箕輪企業立地推進課長 奈良県未来投資促進基本計画についてお答え申し上げます。

この計画は9月末に国から同意をいただきましたが、それまでつくる過程で、その前に、この計画は従来から企業立地促進法に基づく奈良県企業立地促進計画を策定していましたが、その計画自体、県と全市町村共同でつくっているものです。企業立地促進法改め地域未来投資促進法に基づく当該計画ですので、この計画も前計画から後退しないように、全

ての市町村の参画を法律が改正された直後から一緒に策定することにしました。ですから、県と全市町村、要は県全域でこの計画を実施したときに事業者が恩恵を受けていただける制度に策定させていただいた次第です。以上です。

○猪奥委員 そうすると、協議会や連絡会のようなところがあって、そこで皆さんと一緒につくられたということでしょうか。それとも企業立地促進法の計画をこれにバージョンアップをさせたので、企業立地促進法をつくっている段階で市町村皆さんのご意見が載っているのです、この計画をつくるに当たっては改めてそういう協議の場は持っていないということでしょうか。

○箕輪企業立地推進課長 当該計画においては、従来の工場や研究所だけでなく、さまざまな分野の投資に関しての支援をすることが大きな目玉となっています。改めて基本計画に掲げる取り組みの中で、今まで掲げておりました成長物づくり分野や情報通信だけでなく、いろいろな商業、サービス業に広げた取り組みが可能ではないかということで策定しています。計画を策定するときには全ての市町村に一旦投げかけて、それを集約して、策定しています。

協議会という任意の団体のようなものはありませんけれども、一堂に会する説明会も行い、随時担当者と協議を行いながら策定したものです。以上です。

○猪奥委員 そうですね、企業立地促進法は物づくりがメインだったのが、観光などのソフト面も使っていただくものとしてこれができているわけですから、幅広になっているのはわかるのですけれども、いまいちどこにターゲットを絞り込んでいるか、計画を読んでもわからないという感想を抱きました。

市単位で計画をつくっているところは、都道府県でもありますがけれども、奈良県はとりあえず県で全域の計画をつくったということで、例えば柱の一つにそうめんが入っていますが、桜井市が今後これを推進し、計画をつくっていくとか、奈良市が観光の分野の計画をつくっていくとか、そういう市町村の動きはありますか。

○箕輪企業立地推進課長 猪奥委員がおっしゃったように、基本計画に掲げる取り組みの中で、その一つに三輪素麺等の特産物を活用した農林水産・地域商社という取り組みを掲げています。これにおいてもメインは特産物を活用したという取り組みですので、最初、策定の考え方として、まず県と全市町村で取り組むのだから、この計画で網羅できるようにという考えでさせていただいているところです。新たに市町村独自で計画を策定することは可能ですので、それは別に考えられ得ると思います、現在で独自に策定されると

いう話は聞いていません。以上です。

○猪奥委員 これに関連してもう1点、民間事業者が事業計画を作成してそれを県が承認できるようになっていますけれども、民間事業者は今のところまだ奈良県では地域経済牽引事業計画をつくっておられないと思うのですけれども、作成の状況を教えてください。

○箕輪企業立地推進課長 9月末から当該計画を発効して以降、1件の承認をしています。その他、物づくり企業、いわゆる製造業者を中心に問い合わせがあるのは10件程度で、今継続して協議をしているところです。以上です。

○猪奥委員 繰り返しになりますけれども、この計画、まず第一歩としてはおつくりになられたという状況とっているのです。国のほうでせつかく物づくりだけではなくて、いろいろな分野に使えて、かつ先進的な取り組みも承認してもらえるという法律であり、法の趣旨であろうかと思えます。今まで県がやってきたことをまとめられただけのように、失礼ながら私には見えるのです。そうではなくて、一歩も二歩も踏み込んでいけるような計画、法律になっているはずで、国にお伺いすると、バージョンアップを何回しても構わないということですので、さらなるバージョンアップを期待しています。以上です。

○松尾委員 災害の報告を受けたので、これに関して、事前に話していないので答えられる範囲で結構です。

吉野町檜井の現場ですが、昨年に砂防堰堤の工事をしていただいていたのです。その砂防堰堤も今や無残な形で飛んでしまっているのですが、この原因などは今わかっていたら教えていただきたいです。

○阪口森林整備課長 この場所については、平成27年7月の雨で一度小さな崩壊が起って、その後、小さい崩壊ということで、改めて平成28年1月ぐらいになってコンサルタントに次の治山事業をするために調査をしていただいたところ、崩壊地の上部に亀裂があることがわかりました。亀裂があって、しかも動いている状況でしたので、それをまず観測していかなければならないということで、観測して、具体的には地盤伸縮計を3基と、レーダー探査といひまして、レーダーを当てて移動を見るのを、あと雨量計を設置し、そこから無線で飛ばして、県や町など地元でチェックできる体制をとっていました。

そういった中で、平成28年度補正予算がありましたので、それで谷どめを設置し、続いて、来年度また設置しようとしていたのですけれども、今回の台風21号の想定外と思える大雨で、その滑っていた山腹が崩れて、土石流となってできていた谷どめ工という構造物が壊れたという、以上の経緯があります。

○松尾委員 いずれにしても、危険な箇所だと認識していた。それで雨量計もレーダーも、計測器も設置して観測していた。その中で、来年度もう一つ大きな堰堤をつくってとめにいこうというやさきの話です。その予定をわかっている人達もいて、県が放置したからだという話も出ていたりして、いつどれだけの雨が降るか、想定外の雨もたくさん降るような気象状況になってきています。こういったところに関してしっかり備えて、前倒しで事業をしていかないと、被害がとまっていけないのではないかと考えています。ぜひそういうところまで、先ほど部局横断の話をさせていただいたのですが、本当に検討していただけたらと思います。

これも災害に関して、吉野町でも農地が浸水して作物がだめになってしまった方がいて、悲惨な状況ですが、新規就農者の補助金をいただいて、今からその夢を持って農業に参入していこうというやさきに、大根畑が水につかって全く収穫がゼロになり、今年度の所得がゼロという状況です。こういうところに対しての手だては日本共産党の代表質問で、個人への賠償はなかなかやっつけられないという話を知事がおっしゃっていましたが、本当に太田議員が言ったとおりで、過去に五條市で、私も経済労働委員会に入らせていただいていたので、ビニールハウスの災害に支援制度を適用したという話を委員会で聞いたように思うのです。あれと今は全く違うのか、あのときは果たしてどんな形で援助できたのかを教えてくださいたいと思います。

○田中農業水産振興課長 過去に五條市でビニールハウスの災害に対して県が補助したのは、平成26年2月の雪害だと思います。平成26年2月の雪害については、全国的に、特に関東ですごい被害が発生して、県内でも五條市並びに宇陀市でハウスの倒壊など、農業施設に大きな被害が発生しました。本雪害については、全国的に甚大な農業施設被害であったため、国が農業ハウス等の自然対策として、被災者向け経営体育成支援事業という事業を発動しました。そこで国の補助ルールに基づき、県、市町村の義務負担を上乗せすることにより、果樹棚やビニールハウスの農業施設の撤去、再建に対して支援したところでは、国が2分の1で、県、市町村12分の1という補助率で支援しました。以上です。

○松尾委員 国の制度がこのとき大きくてできたということだと思っておりますが、今の吉野町の新規就農された方の話を聞いて、気の毒だと思いますよね。かといって何もできないというのも、制度的にはよくわかるのです。わかるのですけれど、いつ起こるかわからない災害に対して、何とか違う形で制度でも設計しておかなければ、農家人口がどんどん減っていくのではないかと考えています。ビニールハウスなどハウスでしたら共済に入れる

のでしょうけれど、全く青空で栽培するものには共済にも入れない。また、共済に入るのも非常に高い掛金なので、それも足かせになっていると思うのです。そんなことがありましたので、災害を教訓にということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

違ふ党の代表質問にあつたことばかりで申しわけないのですが、ときのもりの話に行きたいと思ひますが、本当に今までお話しさせてもらつてきて、答弁を聞いていたら、もう聞いていられなくて、再度確認させていただきます。これの契約は一体いつまでであるのか、まず1点教えていただきたい。

それと、知事の答弁で、150ものメディアに取り上げられて、これをお金に換算すると、すごい宣伝費になりましたというお話もあつたのですが、150という数字まで出てきていますから、本当に150取り上げられたメディアは、きちんと皆さんはわかっているのだらうと思ひるので、情報を教えていただきたいです。

○辻本マーケティング課長 まず、松尾委員から契約の関係で、いつまでかということですが、賃貸借契約及び業務運営委託契約は、両方とも平成32年3月31日までになっています。

もう1点、150ものメディアにということですが、中身については雑誌やウェブ、新聞等も少々あります。あとSNSなども含めて全部で151となっています。以上です。

○松尾委員 SNSを含めて150なのですか。私のフェイスブックの「いいね!」でも120ぐらい絶対に押されるのですよ。本当にそんなところからもう全く信じれないのですけれど、ミシュランの星をとりました。ミシュランの星をとるのは、知事の話ですけれど、えらいことで、非常に宣伝効果もあつてという話だと思ひますけれど、そのミシュランの星をとつてまでも、これも人の質問の資料を使わせてもらつて申しわけない、宮本次郎議員の資料です。この技術提案に、全然達しないのですよ。これだけやつてもらつても、達しないのです、技術提案に。これだけ説明、質問をさせていただいて、当然のこととして技術提案どおり、この売上げの7%が家賃の半分になるという目標を達成してくださいという話はしているはずですが。今のその営業状況はどうなっているか、教えてください。

○辻本マーケティング課長 今の売上げ、経営状況について、平成28年度についてはいろいろところで報告させていただいていますけれども、1月に開設しましたので、1月から12月という年次で報告させていただきます。平成28年の売上げが5,814万2,514円、これが技術提案書に対する達成率では42.9%でした。今年、11月

までの売り上げ実績ですけれども、5,951万5,755円で、これも技術提案書に対しては48%という達成率になっています。

ただ、言いわけになるかもしれませんが、前年比になりますと、ことしの1月から11月、去年の1月から11月までの比率では、20%程度アップしています。この平成29年11月で、技術提案書の売り上げに対する達成率が70.2%と、今までの数字を大幅に上回っているところです。今、松尾委員からもおっしゃっていただきました、12月にはミシュランから2年連続で星1つをいただいていますので、これも一応効果とプラスに考えながら、これからも工夫を凝らして、売り上げ増大のためにいろいろ取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

○松尾委員 技術提案書の中で、売り上げが上がりましたというのでも、売り上げが達成できていないです。約束、技術提案された約束には達してもらっていないのです。その理由は何ですか。

○辻本マーケティング課長 当初の計画そのものについては、売り上げ予測等々も含めて事前調査させていただいたと。プラスこの業者、運営者を募集するときに、運営者から売り上げの計画ということで上げていただいていたものです。達成できない理由に関しては、いろいろ諸要因はあるとは思いますが、まだまだ認知されていない部分があるというところです。あと、回転率も含めて一応試算はしていただいているのですが、その回転率までも至っていないところです。お答えになっているかどうか、申しわけございません。

○松尾委員 いずれにしても目標に達していないのですから、しっかり現状を分析して、目標に達するための努力をしてもらわないと、これだけ分、約束どおりになっていなくて、ずっと平成33年まで県の税金が入っていくのです。当初の改修費に1億円をかけて、家賃に2,000万円を出してもらって、誰か営業しませんかといったら、誰でもしたい、私でもしたいですよと言ったのですけれどね。とにかくこの約束を守っていただきたいのです。開設当初、質問もさせていただいている中で、日曜日の夜からと、月曜日は休んでいますと、週休1.5日ですという話もされたと思うのですが、今の営業状況はどうなっているのですか。

○辻本マーケティング課長 現状では、当初は、レストランで、月曜日、火曜日とお休みをいただいていたと思うのですが、お待ちいただけますでしょうか。データを見つけないと思いますので、申しわけございません。

○今井委員長　すぐに出ますか。

○辻本マーケティング課長　少しだけお時間いただきたいと思います。申しわけございません。

○小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）　先ほどの松尾委員の大根の新規就農者のところで、補足させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど委員がおっしゃったとおり、今のハウスや施設園芸をやっている人は施設園芸の共済制度があるので、奈良県でいうと施設園芸をやっている方の半分ぐらいが入っておられます。半分は入っておりません。ですので、そういった災害に備えてぜひ入ってほしいと我々としてもきちんと推進していきたいと思います。

一方で、大根農家のような青空でやっている方は施設ではないので、お米であれば共済制度がありますけれども、大根は奈良県ではそういった野菜は共済がありませんので、大根が流されたというのは、既存の制度では補う制度は何もない状況です。

他方で、再来年から収入保険が始まるので、収入保険は品目を問わずに、共済だと植えてから収穫までの間の災害しか対象になりませんが、例えば大根を収穫して家の倉庫に積んでおいて、雨で全部水につかってだめになったなども含めて対象になる、品目関係なしで収入だけを見て対象になるセーフティーネットが始まります。例えば1,000万円の売り上げが、あくまで売り上げの方ですと、保険料が年間7万2,000円で積立金が22万5,000円と聞いています。プラスして事務手数料が数万円と聞いていますが、積立金はいずれ戻ってくるもので、発動の際には4倍になって返ってくるものです。他方で再来年から始まる制度は、売り上げ1,000万円の人が災害価格下落、病気などでも理由を問わず、ある年の売り上げが例えば700万円に落ちたとすると、180万円の補填金が出るので、ぜひ専業農家の方、担い手農家の方、農業で生計を立てている方に、この収入保険に入ってもらうことも、制度周知を含めてきちんと紹介することを進めていきたいと思っています。

○松尾委員　頭を冷やしていただき、小坂農林部次長、ありがとうございます。

その収入保険ができるみたいで、その共済も恐らく保険者、加入者が少なくなってきた、先般私もお邪魔させていただいた、共済組合も奈良県で一本に合併するという調印式が行われたみたいで、そこで共済の理事からも聞いたのですが、共済掛金が高いと言っているのです。例えばこの7万円でこれだけ保障がありますという制度があるかもしれないのですが、今のそのケースでは、本当にことしやり出したという方々に、その負担を求

めるのも非常に、どこまで本当に制度で拾っていくのかは難しい議論だと思うのですけれど、こういう状況もあることをしっかりと認識していただきたいと思います。

○辻本マーケティング課長 お時間をいただきまして、済みません。

まず、当初は1階が月曜日、火曜日をお休みさせていただいており、2階、レストランは月曜日が休み、火曜日はディナーのみの営業という形をとらせていただいていた。松尾委員からのご指摘も受けて、1階は月曜日のみをお休みという形で今、営業時間、営業日数を変更しています。以上です。

○松尾委員 休みなしでやっていただきたいというのが正直な感想です。業者にこの自分たちが出した技術提案、これだけ奈良県の野菜を首都圏で販路拡大したいですということを全く守る気がないとしか思っています。こんなことがあったとしっかりと業者に伝えていただきたいと思うのです。

あと、決算審査特別委員会で川田議員も質問させていただきましたけれど、これができて、本当に一体幾らの大和野菜が首都圏に販路拡大になっているかという数字が、なかなか出てこないのですけれど、これを出してもらわないと、言いたい放題言われて終わってしまいますから、しっかりとそこも分析していただけますか。

○辻本マーケティング課長 今、数字だけのご報告になってしまいますけれども、金額等々についても改めていろいろと検討させていただきたいと思います。

まず、数字だけですが、平成27年度、ときのもりができるまで、首都圏への出荷者については7者の団体、農家という形です。ときのもりができてからは、平成28年度は15者で、県の事業ベースでの出荷者ですので、別に県のルートを通らずに首都圏に送られている方はまだつかめていない状況です。

もう1点、これも県事業ベースで、奈良県産の野菜の流通量は、平成27年度が3万446キログラム、平成28年度が3万889キログラムと、1.5%ですが増加しています。個別の分で、大和まなについては平成27年度は864キログラムであったところが、平成28年度は1,468キログラムと、流通量については、いずれも多少差はありますけれども、伸びている状況です。

○松尾委員 これはときのもりができたからという数字ではないです。だからそこは本当に出るか出ないかわからないのですけれど、これだけその技術提案を守ってもらっていないのですから、1回出してください。

それと、話はそれるのですけれど、首都圏での販路拡大のために農家を援助しようとい

うことで、奈良県の野菜を首都圏に持っていく、そのトラックを県で借り上げて持っていたと思うのですけれど、あの制度は今もまだあるのですか。

○辻本マーケティング課長 今年度も継続しています。今、申し上げた野菜の流通量などの数字については、それを事業と呼んでおり、その数量です。以上です。

○松尾委員 それの出ている量の数字でしょう、多分そうだろうと思った。全然調査をしていなくて、しているのかどうかもわかりませんが、よく満タンで行かずに、ほとんど空で走っているという話も聞いたのですけれど、今の状況はどうなっていますか。言っていないから、また資料を下さい。今も空で東名高速道路を走っていたら、トラックが気の毒だと思って。

本当に堂々めぐりになってしまうと思うのですが、最後に、決算審査特別委員会で川田議員が質問させていただいたとき、農林部長から最後に、5年をめどに1回いろいろなことを検討させてほしいという答弁をいただいているのですけれど、変わらないですか。

○福谷農林部長 先ほどマーケティング課長が申し上げたように、期間が5年となっています。ですから、当然の話として、5年目を迎える前段に、その次の5年になろうかと思えますけれども、それに向かってどういう形で運営をしていく提案を受けるのか、恐らくプロポーザルか何かになるかと思えます。これも決まっていませんけれども、その中で検討をしていきたいと思っています。以上です。

○松尾委員 私は5年をめどにやめていただけるものだと思っていたのですが、5年も待つのも本当に嫌です。とにかく最初の事業の趣旨は、首都圏に奈良県の野菜を広げようと、これだけの補助を出したらこれだけの効果が上がるということでやり出したと思うのです。それ以上の補助を出して、全くどれだけ上がっているかわからない事業を本当に一回しっかりと見直すべきですが、見直しはできないでしょうから、しっかりと業者の尻をたたいていただいて、一刻も早く改善していただけるようお願いしたいと思います。終わります。

○今井委員長 ほかにありますか。

委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 大分いろいろと出ていたのですけれども、一つは台風災害の関係です。今回、大きな災害がありましたけれども、国の基準に該当しない被害が各地で出ており、それをどう救済するのかということで、先日、農民連の皆さんが農林水産省まで要望に行か

れたと聞きました。農林水産省の回答としては、それぞれの都道府県が真剣に取り組んで、独自の上乗せをするから国も応援してほしいということであれば、農林水産省もそうしたことを考えるという回答があったと聞いているのです。そのとき農民連の方々が聞いているのは、4県から要望が出ていたということで、その中には奈良県が入っていなかったのですけれども、奈良県では国に対して具体的にどんな要望をされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、ネオニコチノイドの農薬が今、いろいろ問題になっており、蜂や赤トンボがいなくなった原因と言われているのですけれども、たばこに含まれるニコチンに似た成分をベースとする殺虫剤の農薬です。1990年代に登場して、世界で一番使われている殺虫剤だと言われているわけで、環境の影響だけではなく、神経発達障害の関連など、人の影響も明らかになりつつあります。特にEUの国々では、規制する動きになっていますが、日本ではむしろ緩和の方向だと聞いていますけれども、奈良県ではこの農薬が実際にどのくらい使用されているのか、この扱いについて奈良県はどうされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、ときのもりの話で、150件も雑誌に載ったということで、普通であればそれでたくさん客が来て予約がとれない状況が想定されるのです。先日、宮本議員と山村議員が行きましたのは土曜日の夜だったのですけれども、ほとんどがらがらの状態だったと聞いており、本当にこれで大丈夫なのかと大変心配しているのです。県もお金を出すのも大変ですし、恐らく入っている事業者もそんな内容で運営できるかどうかという心配もあります。今言われたトラックで運んでいるということですが、この運んでいる野菜を有機栽培している業者も今回台風で大分被害を受けたという話も聞いており、誰が一体これによっていいのかなという、そんな感じがしています。今、松尾委員からも話がありましたように、具体的にどうなのかを資料でぜひ出していただきたいとお願ひしたいと思います。

○福谷農林部長 今井委員長から農林水産省への要望の内容で、農産物、農業施設、また林業ということで、非常に多岐にわたりますので私から答弁させていただきたいと思ひます。

農林水産省に対して、農林部としては、11月29日に直接私も赴き、台風21号による本県の農林業被害に対する状況の説明をさせていただいて、国のさらなる支援について要望させていただきました。委員長のお話にありましたように、農民連の方が行かれたセ

クションがどこかにあるかと思えますけれど、具体的に私から、私らが直接行ったところをご紹介しますので、ぜひ聞いてほしいと思います。

まず、災害復旧を統括する危機管理の評価審議官という方がおられます。その方が災害復旧を統括するとお聞きしましたので、その審議官に直接要望に行かせていただきました。また、加えて、予算をつかさどる大臣官房の予算課長、それから具体的に農産物の関係をする園芸農産課長と関係の幹部にお願いしてきたところです。幹部からは、当然、激甚災害に指定したので、その制度を十分活用していただきたいということと、運転資金を融資するセーフティーネット資金、また被災施設の復旧のための近代化資金など、融資制度の活用もおっしゃっておられました。あと、お茶ですと、植えかえができる改植支援事業も別途メニューとしてあるというご紹介もいただき、加えて先ほどから話題に出ています共済制度の活用についても、まずしていただけたらどうかと。

いずれにしても、県としてもお困りのことがあるでしょうから、そういうことがあれば遠慮なく相談をしてくださいねというありがたいお言葉もいただいたところです。県としても、今後いろいろな方の声に丁寧に耳を傾けて、関係機関、関係団体と連携をして、国庫補助も十分活用しながら対応していきたいと。いずれにしても、我々の思いとしても、被災された生産者の一日も早い経営の完全復旧を願っていますので、それに向けてあわせて努力させていただきたいと思っています。以上です。

○田中農業水産振興課長 ネオニコチノイド系農薬についてお答えしたいと思います。

ネオニコチノイド系農薬は、簡単に言いますと、虫の神経を興奮させ続けることで虫を殺すという農薬です。以前ありましたほかの農薬に比べ、人や水生生物に対する毒性が弱く、植物体への浸透移行性があり、残効が長い利点があると言われていました。

先ほど国の話もありましたけれども、全国または奈良県においても特に水稻の、米の品質低下を悪くするカメムシ防除を中心に、柿などの果樹や野菜などへ幅広く使用されている農薬です。先ほど今井委員長からもありましたけれども、欧米では2013年に欧州食品安全機関が一部の農薬・一部の使用法について、使用できないとしているところです。我が国においては、農林水産省も動いており、ミツバチの被害事例調査や試験研究などしていますが、巣の周辺の死んだミツバチの発生などの被害については、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤を浴びたことが原因である可能性が高いということが明らかになりました。ただ、それがネオニコチノイド系農薬をはじめとする各種殺虫剤の影響の程度について特定できなかったと聞いています。

県としては、このような農薬によるミツバチの被害をできる限り回避するため、農薬を使用する農家と、養蜂農家との情報共有の徹底が重要だと考えています。そのため具体には、あらかじめ特に水稻が一番よく使われますので、水稻栽培の防除暦を奈良県の養蜂農業協同組合に提供しているほか、一番影響が高いと思われまへりコプターによる防除計画が県に提出された際には、できる限り早く散布場所を特定して、速やかに奈良県養蜂農業協同組合に提供しているところです。また耕種農家については、基本的にドリフトで農薬がミツバチにつくことが一番の影響と思われまへりコプターによる防除計画が県に提出された際には、できる限り早く散布場所を特定して、速やかに奈良県養蜂農業協同組合に提供しているところです。また耕種農家については、基本的にドリフトで農薬がミツバチにつくことが一番の影響と思われまへりコプターによる防除計画が県に提出された際には、できる限り早く散布場所を特定して、速やかに奈良県養蜂農業協同組合に提供しているところです。今後ともネオニコチノイド系農薬について、国などから情報収集を図るとともに、農薬散布について、耕種農家と養蜂農家との情報共有に努めたいと思っている次第です。以上です。

○福谷農林部長 3つ目のときのもりの関係の資料ですが、松尾委員からもお話がありましたように、まずその取り上げていただいたメディアの関係の資料並びに実績の資料について改めてまた委員の皆さんに配付をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○今井委員長 先ほどの農業被害の関係で、お米については、台風、長雨で県産のヒノヒカリの収穫も非常に影響が出ていると聞いています。12月になってもまだ稲刈りができていないところもあり、品質の低下も危惧されているということですが、皆さんが困っているのが、田んぼに泥が入り込んで、コンバインがトラブルを起こし、多額の修繕費がかかっている状況です。悪条件の中の無理な稲刈り作業でこうしたトラブルが起きているということで、一定面積以上の米農家とか、集落営業の組織が負担したコンバインの修理費の負担の軽減など、京都府などは何かそうした支援策をされているようですけれども、そうしたことも具体的に検討していただき、本当に今、頑張っている農家の皆さんが営農を続けていけるよう、県としての具体的な対策をお願いしておきたいと思ひます。

ネオニコチノイド、国自身がまだ規制というところまで行っていませんけれども、実際にいろいろな問題が世界各地でも起こっていますし、確かに子どもの障害でも精神関係の障害もふえているということなどもあります。リンゴなど皮をむいても中まで浸透していますので、そこにもまた確認されているというデータなども出ていますので、この取り扱いについてよく研究していただき、安全・安心な奈良県の農産物にぜひしていただきたいと思ひます。以上です。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長と進行を交代いたします。

○松尾委員 委員会の議事録も残りますので、再度答弁の確認だけしておきます。ときの

もり、月曜日だけ休みになったのですよね。月曜日だけと聞いたので、その辺の確認だけ。

○辻本マーケティング課長 現状については、1階が定休日が月曜日、2階が月曜日と、火曜日はランチが休みでディナーのみの営業になります。

○今井委員長 ほかになければこれをもちまして質問を終わらせていただきます。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合には、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本維新の会は反対討論をされますか。

○松尾委員 反対討論します。

○今井委員長 では、議第95号中、当委員会所管分につきましては、委員長報告に反対意見を記載いたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終了いたします。